

神戸市告示第 72 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和 8 年 4 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
須磨区宝田町 2 丁目 1 番 1 の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物
- 3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図

